

## 「農業用施設 点検・指導、整備補修業務委託」の公募についての公告

上北地域県民局では、「農業用施設 点検・指導、整備補修業務委託」について、実施者を公募します。本業務の受託を希望される方は、下記に従いご応募ください。

平成24年 1月23日

上北地域県民局長

### 記

#### 1 業務名

農業用施設 点検・指導、整備補修業務委託

#### 2 業務の目的及び概要

##### (1) 目的

本業務は、基幹水利施設の管理技術者の育成を図るため、施設の管理者である土地改良区の管理技術者に対し、施設の維持保全及び安全性の確認などの管理技術について指導・支援するものです。

##### (2) 概要

農業用施設 点検・指導、整備補修業務委託は、下記の業務を行うものです。

1) 施設の点検・指導 1式

2) 施設の整備補修 1式

【対象施設】 ・新助川原揚水機場 ・南谷地排水機場 ・保土沢右岸揚水機場  
・甲田排水機場 ・淋代平揚水機場

#### 3 応募資格及び応募要領

青森県のホームページに掲載する応募要領をご参照ください。

【ホームページ掲載場所】 「青森県」→「公募・募集」

#### 4 契約の締結について

本業務に係る契約は、別途応募要領で定める参加表明書を提出した者の企画提案書の審査の結果、特定された契約候補者と契約の協議が整い次第締結することとします。

#### 5 その他

業務内容、特定方法等の詳細は、応募要領をご参照の上、必要に応じ6の「応募・照会等窓口」にご照会ください。

#### 6 応募・照会等窓口

〒034-0082 青森県十和田市西二番町 10-21

上北地域県民局地域農林水産部 水利防災課

T E L 0176-23-5250 F A X 0176-23-5247

担当者 太田、花田

## 農業用施設 点検・指導、整備補修業務委託応募要領

### 1 業務名

農業用施設 点検・指導、整備補修業務委託

### 2 業務の目的

本業務は、基幹水利施設の管理技術者の育成を図るため、施設の管理者である土地改良区の管理技術者に対し、施設の維持保全及び安全性の確認などの管理技術について指導・支援するものである。

### 3 業務の内容

#### (1) 業務の内容

農業用施設 点検・指導、整備補修業務委託は、以下の業務を行う。

1) 施設の点検・指導 1式

2) 施設の整備補修 1式

【対象施設】 ・新助川原揚水機場 ・南谷地排水機場 ・保土沢右岸揚水機場  
・甲田排水機場 ・淋代平揚水機場

#### (2) 報告書とりまとめ

報告書・図面は、A4サイズ（ファイル綴じ）正1部・副1部、電子成果品（CD-ROM）正1部・副1部とする。

#### (3) 打合せについては、2回程度を予定している。

### 4 履行期限

契約締結の日から平成24年 3月30日までとする。

### 5 応募資格

公募に応募できる者は、次の（1）及び（2）の双方に該当する者とする。

#### (1) 対象者

民間事業者、独立行政法人、認可法人及び民間団体（公益法人を含む。）のいずれかに該当する者

#### (2) 参加資格

次に掲げる事項の全てに該当する者

ア 青森県建設関連業務の競争入札に参加する者の資格等に関する規則（昭和58年2月26日青森県規則第6号）第3条第2項に規定する業務について、同規則第5条の規定による認定を受けた者（企画提案書の提出期限までに認定を受けることが見込まれる者を含む。）、物品の製造の請負、買入れ及び借入れに関する契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札に参加する者の資格等に関する要領（平成13年4月1日施行）に規定する資格を有する者（企画提案書の提出期限までに認定を受けることが見込まれる者を含む。）、または、平成22・23・24年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の役務の提供等で「東北地域」で申請しており、かつ、「調査・研究」に申請している者であること。（企画提案書提出時までに競争参加資格の登録が見込まれる者を含む。）

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項各号に規定する者に該当しない者であること。

- ウ 青森県建設業者等指名停止要領（昭和60年6月1日施行）に基づく知事の指名停止の措置を、参加表明書の提出期限の日から契約締結の時までの間に受けていない者。
- エ 配置予定技術者は、「一級ポンプ施設管理技術者」且つ「第三種電気主任技術者」以上の資格を有する者。
- オ 県内に本店・支店もしくは営業所を有しており、エの技術者が常駐していること。
- カ 配置予定技術者は、応募する者と直接的な雇用関係にあること。
- キ 業務目的の達成及び業務の遂行に必要な組織及び人員を有している者。

## 6 参加表明書に関する事項

- (1) 本業務の受託を希望する者は、様式第1号「参加表明書」に競争入札参加資格の認定結果の通知書の写しを添えて12の「応募・照会等窓口」に持参又は郵送により提出すること。  
(提出期間内に必着のこと。)
- (2) 提出期間  
平成24年 1月24日（火）から平成24年 2月 2日（木）まで  
土曜日、日曜日及び祝祭日を除く毎日午前9時から午後5時まで

## 7 企画提案書の作成、提出等

- (1) 6の参加表明書を提出した者は、次の項目を内容とする企画提案書を作成するものとする。  
なお、企画提案書等に使用する言語は、日本語とする。
  - ア 業務の実施方針（企画提案書様式1）  
3（1）に示す業務内容ごとの実施方針について具体的に記載する。
  - イ 業務の実施体制（企画提案書様式2）  
業務の実施体制図及び業務に携わる予定担当者について記載する。
  - ウ 実施手法及び留意事項（企画提案書様式3）  
3（1）に示す業務内容を実施するための手法や留意事項について記載する。
  - エ 過去5年間の同種業務の実績（企画提案書様式4）  
前年度から過去5年間における3（1）に示す業務内容と同種業務の実績を記載する。
  - オ その他参考となる資料
  - カ 見積書（積算内訳）（企画提案書様式5）  
企画提案書に記載する内容を踏まえて、本業務に係る見積書（積算内訳）を作成する。
- (2) 提出方法  
様式第2号により、作成した企画提案書を12の「応募・照会等窓口」に郵送または持参により1部提出すること。（提出期間内に必着のこと。）  
ただし、提出する企画提案書は、1者につき1点に限る。
- (3) 提出期間  
平成24年 2月 3日（金）から平成24年 2月 7日（火）まで  
土曜日、日曜日及び祝祭日を除く毎日午前9時から午後5時まで

## 8 企画提案書を特定するための評価基準（別添「評価基準」参照）

- (1) 応募資格の有無
- (2) 企画提案書の内容の適切性
  - ア 業務の実施方針
  - イ 業務の実施体制

ウ 実施手法及び留意事項

エ 過去5年間の同種業務の実績（同種業務とは、3（1）に示す内容のものとする。）

（3）業務費の妥当性（見積書による。）

## 9 契約候補者の特定等

（1）契約候補者の特定にあたっては、県営農業農村整備工事建設業者等選定委員会において、提出された企画提案書を8の評価基準に基づいて審査のうえ本業務について企画的に最適なものを特定し、特定した企画提案書の提出者を契約候補者とする。なお、審査は、非公開とする。

（2）審査結果は、平成24年 2月13日（月）までに企画提案書を提出した者に通知（様式第3号）する。

（3）契約候補者に特定されなかった旨の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、日曜日及び土曜日（以下「休日等」という。）を除く。）以内に上北地域県民局長に対し、契約候補者に特定されなかった理由について、次に従い書面（様式任意）により説明を求めることができる。

ア 受付窓口

〒034-0082 青森県十和田市西二番町 10-21

上北地域県民局地域農林水産部 水利防災課

T E L 0176-23-5250 F A X 0176-23-5247

ウ 受付時間

土曜日、日曜日及び祝祭日を除く毎日午前9時から午後5時まで

（4）上北地域県民局長は、契約候補者に特定されなかった理由の説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して3日以内（休日等を除く。）に書面により回答する。

## 10 その他

（1）提出期限までに参加表明書を提出しなかった者は、企画提案書を提出することができない。

（2）参加表明書及び企画提案の作成及び提出に係る費用は、提出者が負担する。

（3）提出された参加表明書及び企画提案書は返却しない。

（4）参加表明書及び企画提案書は、採点等本業務に係る事務手続き以外の目的で提出者に無断で使用しない。

（5）受領期限以降における参加表明書及び企画提案書の差し替え及び再提出は認めない。

（6）参加表明書及び企画提案書に記載した予定担当者は、原則として変更できない。

ただし、病休、死亡、退職等の極めて特別な理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければならない。

（7）参加表明書及び企画提案書に虚偽の記載をした場合は、参加表明書及び企画提案書を無効とする。

（8）契約締結後、本業務で取得した著作権については、上北地域県民局長が継承するものとする。

（9）応募要領に関する質問がある場合は、平成24年 2月 2日（木）までに、書面（様式任意）により12の「応募・照会等窓口」に提出すること。

11 契約等

- (1) 本業務に係る契約限度額は、2,776,200円（消費税を含む。）とする。
- (2) 本業務に係る契約は、契約候補者と契約の協議が調い次第、上北地域県民局長と企画提案書の見積書の金額で締結する。  
ただし、契約条件が合致しない場合には、委託契約の締結ができないこともある。

12 応募・照会等窓口

〒034-0082 青森県十和田市西二番町 10-21  
上北地域県民局地域農林水産部 水利防災課  
TEL 0176-23-5250 FAX 0176-23-5247  
担当者 太田、花田

(参考資料)

## 本地区の概要等

業務名：農業用施設 点検・指導、整備補修業務委託

### 1 本業務場所は下記のとおり



### 2 本業務の特記仕様書は、下記のとおり。

業務番号 上県局農水（整委）第74号

業務名 農業用施設 点検・指導、整備補修業務委託

業務場所 青森県上北郡おいらせ町大字新助川原地内 他

履行期限 契約締結の翌日から平成24年 3月30日

# 業務委託仕様書

## 1 目的

本業務は、基幹水利施設の管理技術について指導し、操作運転や点検整備等の管理技術やリスク管理技術等の向上を図るものである。

## 2 業務内容

### (1) 施設の点検・指導

施設の機能保全対策として、施設の操作運転、点検及び整備に関する実地指導を行う。

### (2) 施設の補修等

リスク管理技術指導として、電気設備等における事故未然防止のための改修工事の実施。また、測定器等による機器状態の判定と、不具合等（簡易）が確認された場合の補修の実施。

## 3 業務上の留意事項

本業務は、施設管理主体である土地改良区の管理技術者に対し、施設の維持保全及び安全性の確認などの管理技術について指導や援助を行うものであり、以下の事項に留意するものであること。

(1) スtockマネジメント技術に関する現地機能診断及び劣化状況に応じた適切な技術指導を実施する。

(2) 診断指導内容は点検整備マニュアル頭首工編、揚水機場編、排水機場編を準用して点検指導を行う。

## 4 各委託事業に関する事項

(業務場所)

(1) 業務場所は次のとおりである。

施設名	場所
新助川原揚水機場	上北郡おいらせ町大字新助川原地内
南谷地排水機場	上北郡東北町旭北4丁目地内
保土沢右岸揚水機場	上北郡東北町字坂ノ下地内
甲田排水機場	上北郡東北町字弥太郎地内
淋代平揚水機場	三沢市大字三沢地内

(業務概要)

(2) 業務の概要は、次のとおりである。

項目	内容及び数量
1. スtockマネジメント技術及びリスク管理技術の指導、援助	N=1 式
2. 施設の整備補修	高圧地絡保護継電器取付(新助川原揚水機場) 高圧気中開閉器交換(新助川原揚水機場) 場内排水ポンプ更新(甲田排水機場) 逆止弁ドレン弁配管改修(淋代平揚水機場)

(基本条件)

(3) 委託契約書と共通仕様書に記載されている以外の一般的な事項は、次のとおりである。

- 1) 作業実施の順序、方法等は監督職員と緊密な連絡を取り、作業の円滑な進捗を図るものとする。
- 2) 作業に従事する管理技術者は、本事業の目的を十分理解し業務を遂行すること。
- 3) 作業内容に著しい変更があった場合は、協議の上、契約内容の変更を行うこととする。

(作業基本条件)

(4) 事業対象施設の現状を把握し、土地改良区の管理技術者(改良区職員)に対し点検手法の指導をする。

(作業項目)

(5) 作業項目は、次のとおりとする。

項目	内容及び数量
施設の点検・指導	1. 対象施設の点検実地指導 2. 施設の異常発生時における臨時点検
施設の補修等	1. リスク管理指導 2. ポンプ、電気設備等の軽微な改修 3. 施設の簡易な補修指導

(作業の留意点)

(6) 作業上特に留意する点は下記のとおり。

- 1) 資料作成にあたっては、取りまとめの前に基本的方向について確認すること。
- 2) 打合せは、着手時、最終時の2回を基本とするが、必要に応じて随時行うこと。

内容は、下記のとおり

回	作業段階	備考
第1回	着手時	業務条件の確認および業務計画について打合せする。
第2回	報告書作成時	成果品の取りまとめ方について打ち合わせる。

- 3) 調査実施施設については、別紙「対象施設点検一覧表」の1ヶ所を対象とする。
- 4) 施設現況点検の調査項目は、点検整備マニュアル頭首工編、揚水機場編、排水機場編に基づき実施するものとする。
- 5) 整備補修費については、必要経費として計上するものとする。  
(整備補修内容は別紙「対象施設点検一覧表」のとおり)

(その他)

(7) 本業務は、電子納品業務である。

電子納品対象は報告書、数量計算書等、図面、現場写真とし、作成要領は国土交通省が定める「土木設計業務等の電子納品要領(案)」、「CAD製図基準(案)」、「デジタル写真管理基準(案)」によるほか、「青森県電子納品運用ガイドライン」による。

なお、国土交通省が定める電子納品に関する要領・基準は、国土交通省国土技術政策総合研究所のホームページ【<http://www.nilim-ed.jp>】で閲覧、ダウンロードできる。また、「青森県電子納品運用ガイドライン」は整備企画課「CALS/EC」【<http://www.pref.aomori.lg.jp/kotsu/build/cals.html>】のページよりダウンロードできる。

(成果品及び提出部数)

(8) 提出すべき成果品及び部数は下記のとおり。

報告書・図面 A4サイズ(ファイル綴じ) 正1部・副1部

電子成果品(電子媒体:CD-ROM) 正1部・副1部

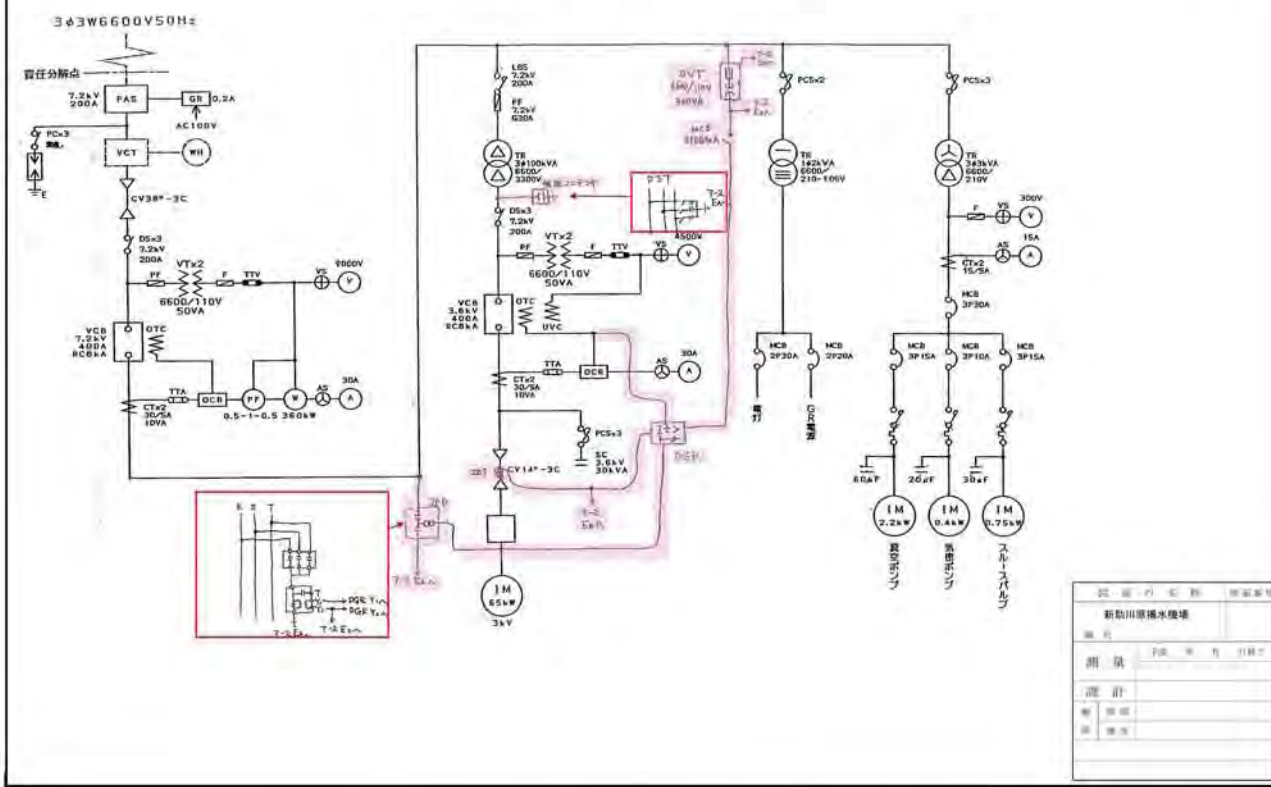
提出先: 十和田市西二番町10-21

上北地域県民局地域農林水産部 水利防災課

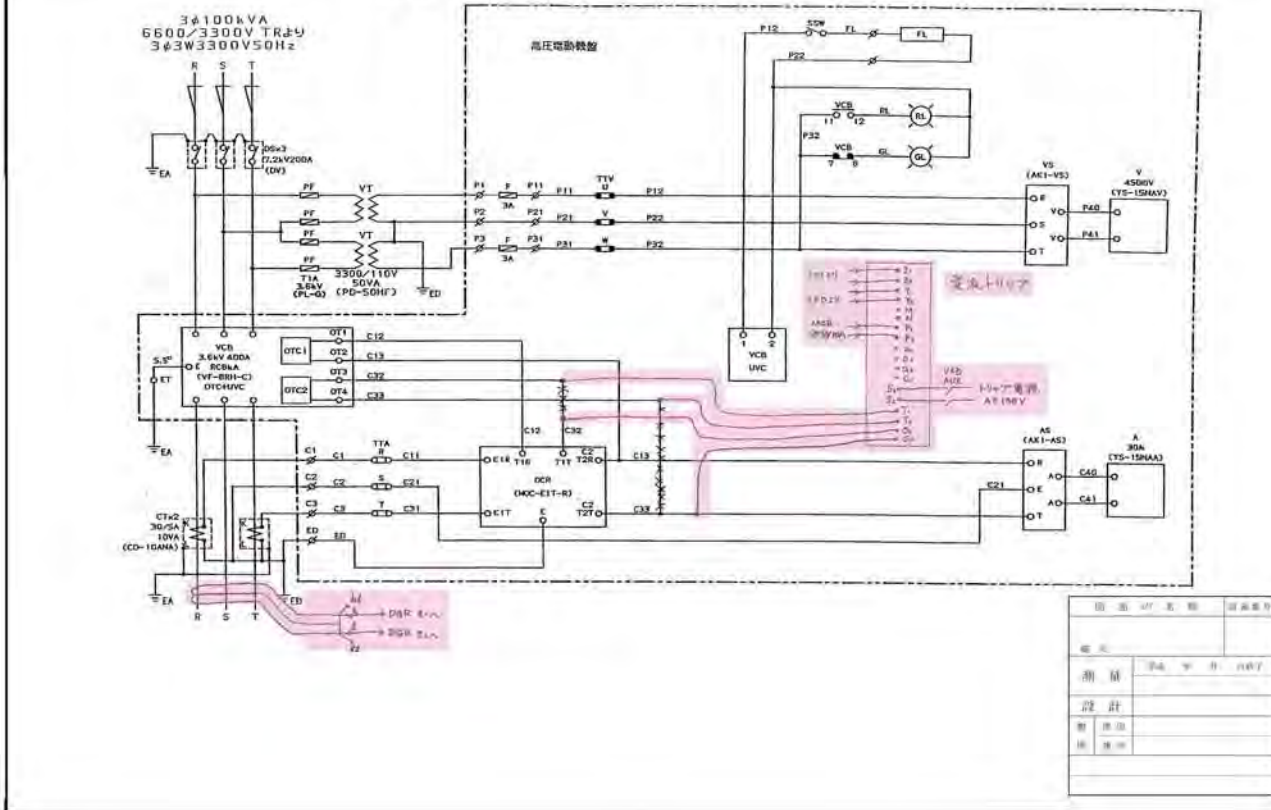
対象施設点検一覧表

県民局名	土地改良区名	施設区分	施設名	規模・規格	整備補修内容	整備理由
上北	奥入瀬川東部	揚水機場	新助川原揚水機場	φ350×1台 65kw	高任地絡保護継電器取付工事 高任気中開閉器交換	高任地絡遮断装置が当初から未設置で保安協会から指摘による。高任気中開閉器の老朽化のため。
	沼崎	排水機場	南谷地排水機場	φ600×2台 22kw		
	土場川	揚水機場	保土沢右岸揚水機場	φ400×2台 33kw		
	〃	排水機場	甲田排水機場	φ900×2台 460ps φ700×2台 180kw	場内排水ポンプ1台更新	水中ポンプの絶縁不良のため
	淋代平	揚水機場	淋代平揚水機場	φ1000×2台 870kw	NO12逆止弁ドレン弁配管改修	ドレン弁・配管が腐食により漏水の恐れがあるため

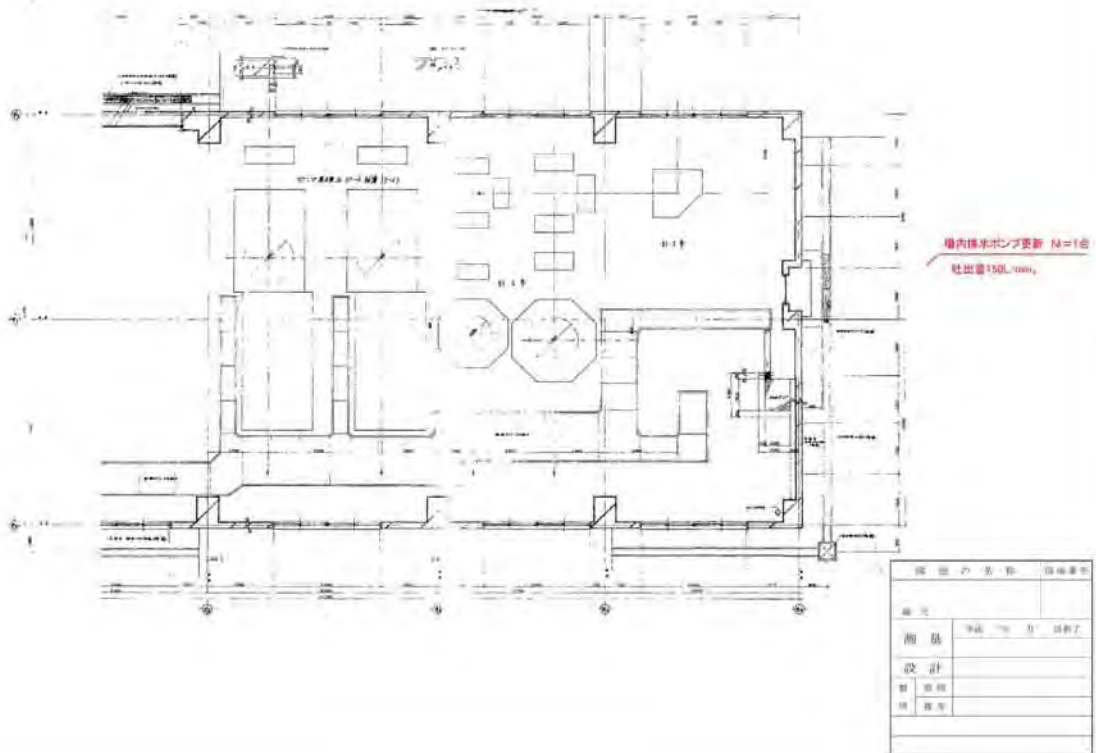
### 新助川原揚水機場 単線接続図



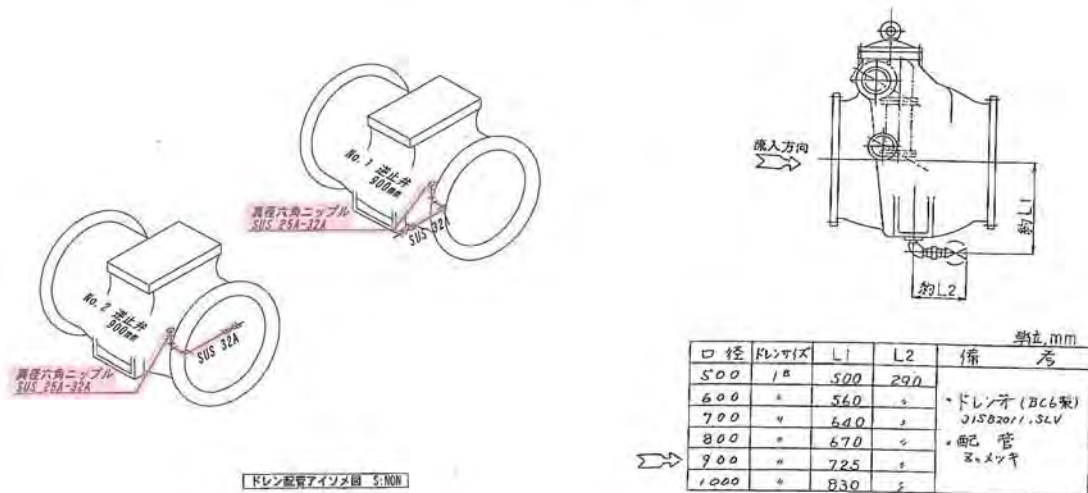
### 新助川原揚水機場 高圧電動機盤 三相接続図



### 甲田排水機場 平面詳細図



### 淋代平揚水機場 ドレン管交換図



製図の名称		図番
種別	内容	日付
測量		
設計		
製図		
校核		

(企画提案書様式1)

## 業務の実施方針

業務名： ○○○事業□□□業務

会社名：

**【注意事項】**

- ・応募要領に記載されている業務内容ごとに、具体的に記載する。
- ・記入は、業務内容を勘案し必要最小限とする。(A4用紙1～2枚程度)

(企画提案書様式2)

## 業務の実施体制

業務名： ○○○事業□□□業務

会社名：

### 1 業務の実施体制図

<p><b>【注意事項】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・組織全体の中での担当部署を明示し、担当者の体制を記載する。</li></ul>
---

### 2 業務に携わる予定担当者

氏名	所属・役職	所有 技術資格	CPD 取得単位	担当する分担 業務の内容	備考

#### 【注意事項】

- ・氏名には、「ふりがな」をふること。
- ・企画提案書の提出者以外の企業等に所属する担当者については、所属・役職欄に企業名等も記載すること。
- ・所有技術資格には、資格の種類、部門（選択科目）を記載すること。
- ・CPD取得単位には、認定組織名と過去3年間に取得した単位数を記載すること。
- ・1と2を併せてA4用紙2枚以内とする。

(企画提案書様式3)

## 実施手法及び留意事項

業務名： ○○○事業□□□業務

会社名：

**【注意事項】**

- ・ 応募要領に記載されている業務内容を実施するための手法や留意事項について、具体的に記載する。
- ・ 記入は、A4用紙1枚程度とする。

(企画提案書様式4)

### 過去5年間の同種業務の実績

業務名： ○○○事業□□□業務

会社名：

業務名	業務概要	発注機関	履行期間

#### 【注意事項】

- ・実績には、県営以外の農業農村整備事業を含む。
- ・記入は、A4用紙1枚以内とする。
- ・同種業務の実績の取扱いについて  
同種業務とは、
  - ① 事業名が同じで計画手法が確立されている業務
  - ② 事業名は違うが、調査手法等が既存の事業と同様と認められる業務。
  - ③ 新規創設事業であっても、調査方法や計画手法並びに計画書作成や効果算定等が既存の業務と同様と認められる業務。
  - ④ それ以外の業務は「実績無し」とする。

(企画提案書様式5)

見積書 (積算内訳)

業務名： ○○○事業□□□業務

会社名：

区 分	数量	単位	単価	金 額	備 考

【注意事項】

- ・必要に応じて積算参考資料を添付する。
- ・作業項目毎に職種、人員等の内訳を整理すること。

<参考例>

(積算参考資料)

作業区分	職種別人員 (人)							備 考
	技師長	主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員		

(様式第1号)

番 号  
年 月 日

〇〇地域県民局長 殿

住所  
商号又は名称  
代表者氏名 印

参 加 表 明 書

「〇〇〇事業□□□業務」の業務企画に関する提案に参加します。

記

添付書類 : 競争入札参加資格の認定結果の通知書の写し

(担当者) 所属／部署 氏名 電話／FAX E-mail
--

(様式第2号)

番 号  
年 月 日

〇〇地域県民局地域農林水産部長 殿

住所  
商号又は名称  
代表者氏名 印

企画提案書の提出について

「〇〇〇事業□□□業務」に関する企画提案書を別添のとおり提出します。

記

添付書類 : 企画提案書 〇部 (正1部、副〇部)

(担当者) 所属／部署 氏名 電話／FAX E-mail
--

(様式第3号)

番 号  
年 月 日

〇〇〇〇〇 あて

〇〇地域県民局地域農林水産部長

企画提案書の審査結果について（通知）

「〇〇〇事業□□□業務」に関する企画提案書を審査した結果、契約候補者に特定された《には特定されなかった》ことをご通知いたします。

(担当者)

所属／部署

氏名

電話／FAX

E-mail

(評価基準)

(1) 応募資格の有無

応募資格	有無	判定基準
1 建設関連業務の競争入札参加資格		1～3 のいずれにも該当しない場合は失格
2 物品等の競争入札参加資格		
3 農林水産省競争参加資格（「東北地域」かつ「調査・研究」）		
4 地方自治法施行令第167条の4第1項及び第2項に該当		該当すれば失格
5 青森県建設業者等指名停止要領に基づく知事の指名停止		該当すれば失格
6 配置予定技術者の資格		該当しない場合は失格
7 県内に本店・支店もしくは営業所有り、技術者が常駐		
8 配置予定技術者の雇用関係		
9 目的の達成及び遂行に必要な組織及び人員を有している		
判定		

評価基準及び留意事項

業者名	
-----	--

	評価項目	評価基準及び留意事項	配点	得点	評価点 (P)	
(2)-7 業務の実施方針 【企画提案様式1】	業務の目的	・業務の目的が、応募要領2の目的に沿った内容で記載されている。	①目的を十二分に理解した記載となっている	3	3	P=3×(x÷18) = 3.0
			②目的を理解した記載である	2		
			③目的を理解した記載となっていない	0		
		・仕様書に記載した調査内容について提案されている。	①独自の提案もあり適正な提案となっている	3	3	
			②適正な提案となっている	2		
			③適正な提案となっていない	0		
		・仕様書に記載した作業内容について提案がされている。	①提案に創意工夫があり適正な提案となっている	3	3	
			②適正な提案となっている	2		
			③適正な提案となっていない	0		
	前提条件等の理解度	・業務の実施に当たり課題の抽出・分析手法は妥当である	①課題の抽出等が的確で優れており妥当である	3	3	
			②実施に対し課題の抽出等が妥当である	2		
			③実施に対し課題の抽出等が妥当ではない	0		
		・前提条件に基づき調査項目・調査手法が明確である。	①前提条件に対し具体的に明確である	3	3	
			②前提条件に対し明確である	2		
			③前提条件に対し明確でない	0		
・調査手法、分析手法に事業成果を高めるための工夫が見られる。	①独自の創意工夫がみられる	3	3			
	②一通りの工夫がみられる	2				
	③工夫がみられない	0				
計	(配点の計の最大18点、評価点の最大は3点)		x =	18	3.0	
検討項目について	・業務の実施に当たり検討項目の内容が具体的に明記されている。	①有益な代替案を含め、具体的に明記している	3	3	P=2×(x÷9) = 2.0	
		②具体的に明記している	2			
		③検討項目を明記していない	0			
	・検討項目として手法等に無理が無く、目的に沿った内容であり実現性がある。	①検討項目が的確で無理が無く実現性がある	3	3		
		②手法に無理がなく実現性がある	2			
		③手法に無理があり実現性がない	0			
	・検討項目として業務の成果達成のために、作業手順等が効率的である。	①作業手順等に工夫が見られ効率的である	3	3		
		②作業手順等が効率的である	2			
		③作業手順等が効率的でない	0			
計	(配点の計の最大9点、評価点の最大は2点)		x =	9	2.0	
(2)-1 業務の実施体制 【企画提案様式2】	技術者配置について	・組織全体の中での担当部署及び担当者の体制が記載されている。	①記載されている	1	1	P=3×(x÷6) = 3.0
			②記載されていない	0		
		・円滑な業務遂行のための人員補助体制が組まれている。(組織全体の支援体制について記載されている。)	①補助体制が組まれている	1	1	
			②補助体制が組まれていない	0		
		・照査職員等が配置されている。	①配置されている	1	1	
			②配置されていない	0		
	配置技術者の能力について	・配置する技術者が過去に同様の業務を実施している。	①実施の経験がある	1	1	
			②実施の経験がない	0		
		・配置する技術者が業務内容に関する知識・知見を持っている。	①知識・知見を持っている	1	1	
			②知識・知見を持っていない	0		
		・配置する技術者が業務を遂行するうえで有効な資格を持っている。	①資格を持っている	1	1	
			②資格を持っていない	0		
計	(配点の計の最大6点、評価点の最大は3点)		x =	6	3.0	

	評価項目	評価基準及び留意事項	配点	得点	評価点 (P)	
(2)-ウ 実施手法及び留意事項 【企画提案様式3】	実施手法の妥当性について	・業務の進め方（実施手順）が、妥当な工程となっている。	①特に綿密に計画され妥当な工程である	3	3	$P = 5 \times (x \div 9)$ $= 5.0$
			②妥当な工程である	2		
			③工程に無理がある	0		
		・地形、環境、地域特性などの与条件との整合性が妥当な計画となっている。	①整合性が特に高く妥当な計画である	3	3	
			②整合性があり妥当な計画である	2		
			③整合性が低く計画に無理がある	0		
		・必要なキーワード（着眼点、問題点、解決方法等）が記載されている。	①キーワードが網羅された記載で優れている	3	3	
			②キーワードは記載している	2		
			③キーワードが十分に記載されていない	0		
	計	(配点の計の最大9点、評価点の最大は5点)		x =	9	5.0
理解しやすさについて	・提案内容が理解しやすく、実現性が高い内容となっている。	①説得力が高く理解しやすく実現性が高い	3	3	$P = 3 \times (x \div 9)$ $= 3.0$	
		②理解しやすく実現性が高い	2			
		③理解しにくく実現性が低い	0			
	・提案内容を裏付ける資料が、理解しやすい内容となっている。	①類似実績等が明示され、より理解しやすい	3	3		
		②まとまりがあり理解しやすい	2			
		③まとまりが無く理解しにくい	0			
	・利用しようとする技術基準や資料が適切である。	①技術基準や参考資料が明確で適切である	3	3		
		②参考文献が示されており適切である	2			
		③参考文献が示されておらず適切でない	0			
計	(配点の計の最大9点、評価点の最大は3点)		x =	9	3.0	
(2)-イ 過去5年間の同種業務の実績 【企画提案様式4】	同種業務の実績	・国又は県発注の同種業務の実績について	①県内での実績がある	3	3	$P = x$
			②県外での実績がある	1		
			③実績が無い	0		
	計	(配点の計の最大点、評価点の最大は3点)		x =	3	
(3) 業務費の妥当性 【企画提案様式5】	見積書（積算内訳）について	・業務費は経費の算定が適正であり、違算が無い。	①算定が適正である	1	1	$P = 2 \times (x \div 3)$ $= 2.0$
			②算定に違算がある	0		
		・見積書には、必要に応じて積算参考資料が添付されている	①添付されている	1	1	
			②添付されていない	0		
		・見積書は作業項目毎に職種、人員等の内訳が整理されている。	①整理されている	1	1	
			②整理されていない	0		
	計	(配点の計の最大3点、評価点の最大は2点)		x =	3	
見積額の評価について	・提案者の見積額(A)と契約限度額(B)の比率A/Bを3段階評価とする。	①0.90未満	2	2	$P = x$	
		②0.90以上0.95未満	1			
		③0.95以上	0			
計	(配点の計の最大点、評価点の最大は2点)		x =	2	2.0	
評価点の合計＝					23.0	